

選択社会科学学習指導案

1 単元名 中学生向け古文書講座「きりしたん高札を読む」

2 本時の学習 2時間扱い

(1)ねらい 古文書に興味を持ちながら古文書解読の基礎を身につけることができる。
地域史料に直接触れることで、歴史の一コマを知るきっかけとする。

(2)展開

学習活動・学習内容	資料
<p>①「きりしたん高札」を見て、解読にチャレンジしてみる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 読み取れる文字は？ →きり志(し)多(た)ん、者(ば)て連(れ)ん、い留(る)まん、五人組 正徳元年五月日、奉行など どんな内容？ →キリスト教の禁止、パテレンの追放など <p>②古文書解読のための基礎を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 古文書の形態 …… 表題・本文・日付・差出人・宛先 文字の個性 …… くずし字、異体字、変体仮名、合字 古文書の読み方 …… 候文、代表的な慣用句、返って読む語句 <p>③資料について知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高札とは キリスト禁制とは <p>④相沢家 535「きりしたん高札」を解読してみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 読み下し文を参照しながら、テキストの音読 <div data-bbox="279 1198 1013 1747" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">定</p> <p>一、きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審成者有し之は申出べし、御褒美として、</p> <p>ばてれんの訴人 銀五百枚 いるまんの訴人 銀三百枚 立かへり者の訴人 同断 同宿井宗門の訴人 銀百枚</p> <p>右之通下さるべし、警宗門の内たりといふとも申出る品により、銀五百枚下さるべし、隠し置他所よりあらハるゝにおいてハ、其所之名主井五人組迄、一類共に可被し行ニ罪科一者也</p> <p>正徳元年五月日 奉行</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> くずし字の解説(変体仮名、御、成、申、出、断、申、品、置、所、其、迄、被) 語句の解説(きりしたん、ばてれん、いるまん、五人組) 時代背景の解説 <p>⑤受講者全員でテキストの音読</p> <p>⑥小島(栄)家 1262 の音読 ※内容は相沢家 535 と同じ</p> <p>⑦相沢家 535「親子・博奕等高札」の紹介</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小島(栄)家 1262 「きりしたん高札」 解説書 会田家 7848「日光御成道絵図」 相沢家 535「きりしたん高札」 読み下し文 くずし字辞典 解説書 小島(栄)家 1262 相沢家 535

定

きりしたん宗門ハ累年御制禁たり、自然不審成者有之ハ申出へし、御ほうひとして、

はてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同断

同宿井宗門の訴人 銀百枚

右之通下さるへし、たとひ同宿宗門之内

たりといふとも申出る品により、銀五百枚

下さるへし、かくし置他所よりあらハるゝに

おゐてハ、其所の名主并五人組迄、一類共に

罪科におこなハるへき者也

正徳元年五月日

奉行

定

一、きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審成者有^レ之は申出べし、御褒美として、

ばてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同断

同宿井宗門の訴人 銀百枚

右之通下さるべし、警宗門の内たりと

いふとも申出る品により、銀五百枚下さる

べし、隠し置他所よりあらハるゝにおい

てハ、其所の名主并五人組迄、一類共に

可^レ被^レ行^ニ罪科^一者也

正徳元年五月日

奉行

定

一、親子兄弟夫婦を始、諸親類にいたしく
 下人おふひつるを、あまをあらわしむべし、主人
 ある輩ハおのく、其奉公に精を出すべき事
 一、家業を専らし、懈る事なく万事其分
 限に過べからざる事
 一、いつわりをなし、又は無理をいひ、惣じて人の害に
 なるべき事をすべからざる事
 一、博奕の類、一切に禁制の事
 一、喧嘩口論を慎み若其事ある時、猥に出合べ
 からず、手負たる者隠置べからざる事
 一、鉄炮猥に打べからず、若違犯の者あらば
 申出べし、隠し置他所よりあらはるゝに
 おいてハ其罪重かるべき事
 一、盗賊悪党の類あらば申出べし、急度御褒
 美下さるべき事
 一、死罪に行ハるゝ者有時、馳集るべからざる事
 一、人売買かたく停止す、但し男女の下人或ハ
 永年季或ハ譜代に召置事ハ、相對に任
 すべき事

一、喧嘩口論を慎み若其事ある時、猥に出合べ
 からず、手負たる者隠置べからざる事
 一、鉄炮猥に打べからず、若違犯の者あらば
 申出べし、隠し置他所よりあらはるゝに
 おいてハ其罪重かるべき事
 一、盗賊悪党の類あらば申出べし、急度御褒
 美下さるべき事
 一、死罪に行ハるゝ者有時、馳集るべからざる事
 一、人売買かたく停止す、但し男女の下人或ハ
 永年季或ハ譜代に召置事ハ、相對に任
 すべき事

一、死罪に行ハるゝ者有時、馳集るべからざる事
 一、人売買かたく停止す、但し男女の下人或ハ
 永年季或ハ譜代に召置事ハ、相對に任
 すべき事

附 譜代の下人又は其所に住來る輩他
 所へ罷越、妻子をもち有付候もの呼
 返すべからず、但し罪科ある者ハ
 制外の事

右條々可ニ相守レ之、若於ニ相背レハ、可ニ被レ行
 罪科一者也
 正徳元年五月日
 奉行

定

一、親子兄弟夫婦を始、諸親類にしたしく
 下人等にいたる迄、これをあはれむべし、主人
 ある輩ハおのく、其奉公に精を出すべき事
 一、家業を専らし、懈る事なく万事其分
 限に過べからざる事
 一、いつわりをなし、又は無理をいひ、惣じて人の害に
 なるべき事をすべからざる事
 一、博奕の類、一切に禁制の事
 一、喧嘩口論を慎み若其事ある時、猥に出合べ
 からず、手負たる者隠置べからざる事
 一、鉄炮猥に打べからず、若違犯の者あらば
 申出べし、隠し置他所よりあらはるゝに
 おいてハ其罪重かるべき事
 一、盗賊悪党の類あらば申出べし、急度御褒
 美下さるべき事
 一、死罪に行ハるゝ者有時、馳集るべからざる事
 一、人売買かたく停止す、但し男女の下人或ハ
 永年季或ハ譜代に召置事ハ、相對に任
 すべき事

附 譜代の下人又は其所に住來る輩他
 所へ罷越、妻子をもち有付候もの呼
 返すべからず、但し罪科ある者ハ
 制外の事

右條々可ニ相守レ之、若於ニ相背レハ、可ニ被レ行
 罪科一者也

正徳元年五月日
 奉行